

第四章 保険給付

- ③ 管理者、管理薬剤師、保険医または保険薬剤師に都道府県を越える異動があつたときは、指定省令第十六条第一項第一号から第三号により、すみやかに、その旨およびその年月日を登録に関する管轄地方厚生（支）局長に届け出なければならない。その際、①のときはその事実を証する書類を添えなければならないが、③にあるとおり登録票の書き換え交付を申請することができる。また、③のときは届け出に登録票を添えなければならない。
- (7) 保険医または保険薬剤師が死亡し、または失そその宣告を受けたときは、指定省令第十六条第二項および同条第三項の規定により、戸籍法による死亡または失そその届出義務者は、すみやかに、その旨およびその年月日を登録に関する管轄地方厚生（支）局長に届け出なければならない。この場合登録票をあわせて提出しなければならない。

(保険医又は保険薬剤師の責務)

第七十二条 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。

2 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、前項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百零七条第七項及び第一百四十九条において適用する場合を含む。）の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤に当たるものとする。

(平一四法一〇二・追加・一部改正、平一八法八三・一部改正)

【要旨】

この条は、保険医療機関または保険薬局において診療または調剤に従事する保険医または保険薬剤師は、一定の診療方針、調剤方針等に従って診療または調剤にあたらなければならないことを規定している。

保険医または保険薬剤師の制度は、保険医療機関または保険薬局において、医師、歯科医師または薬剤師が一定の診療方針または調剤方針等に従って診療または調剤に従事することを保障すべく設けられたものであることは、前に説明したとおりであるが、この一定の診療方針、調剤方針等を定める根拠規定がこの条の第一項である。

第二項は、保険医療機関または保険薬局が健康保険法以外の医療保険各法の療養の給付および被扶養者の療養を担当することと対応して、保険医療機関または保険薬局において診療または調剤に従事する保険医または保険薬剤師も、健康保険法以外の医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による診療または調剤に従事することを規定したものである。

【解釈と運用】

(一) 「厚生労働省令」

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第二章保険医の診療方針等（第十二条から第二十三条の二まで）および「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（第八条から第十条の二まで）を意味する。

(厚生労働大臣の指導)